



福島医発第 973 号 (地)

令和 5 年 7 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

第 36 回全国有床診療所連絡協議会総会「福島大会」開催のご案内

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり福島県に於いて開催される旨、本総会大会長より案内が参りましたのでご連絡申し上げます。

本大会では、「将来を見据えた有床診療所のありかた～認知度の向上と地域医療への貢献～」をメインテーマに、昨今の医療情勢の目まぐるしい変化の中、有床診療所がどうあるべきかについて議論されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) ご出席を希望される方は、直接、申し込みページ (<https://amarys-jtb.jp/yusho-fukushima/>) により令和 5 年 7 月 14 日 (金) までにお申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- 2) 全国有床診療所連絡協議会会員及び都道府県有床診療所協議会会員へは、同内容で案内がされておりますことを申し添えます。

記

1. 日 時

【総会・特別講演・講演会】令和 5 年 9 月 2 日 (土) 14 : 00～17 : 40

(18 : 00 より懇親会)

【講演会・シンポジウム・総括】令和 5 年 9 月 3 日 (日) 8 : 50～11 : 30

2. 会 場

奥飯坂穴原温泉 吉川屋 (福島市)

以上

令和5年6月19日

全国有床診療所連絡協議会会員 様
都道府県有床診療所協議会会長 様
都道府県医師会会長 様
十四大都市医師会会長 様

第36回 全国有床診療所連絡協議会総会
大会長 佐藤 武 寿
(一般社団法人 福島県医師会会長)

第36回全国有床診療所連絡協議会総会「福島大会」開催のご案内

平素より、全国有床診療所連絡協議会事業にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の第36回全国有床診療所連絡協議会総会につきまして、福島県医師会並びに福島県有床診療所協議会が担当し、令和5年9月2日(土)・3日(日)の両日、福島市穴原温泉吉川屋において開催いたしますのでご案内いたします。

今回の福島大会では、「将来を見据えた有床診療所のありかた～認知度の向上と地域医療への貢献～」をメインテーマに、昨今の医療情勢の目まぐるしい変化の中、有床診療所がどうあるべきか、皆様と議論して参りたいと考えています。第1日目は、日本医師会 松本吉郎会長からの特別講演、厚生労働省医政局医事課 藤川葵医師等医療従事者働き方改革推進室室長補佐、産婦人科医・性科学者 宋 美玄氏からのご講演、第2日目には日本医師会総合政策研究機構 江口成美主席研究員からのご報告と、またシンポジウムでは、医師の働き方改革の宿日直許可関連の取組み等に関し、ご参加の皆様を交えてのディスカッションを行う予定としております。

つきましては、貴職におかれましても本大会の開催趣旨をご理解いただき、関係者が多数ご参加いただけますよう、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加申し込み方法については、別添「募集要項」に記載のとおりとなりますので、参加を希望される皆様におかれましては、直接、下記アドレスより(株)JTB福島支店までお申込み下さいますようお願いいたします。

○申し込みページはこちらです。

<https://amarys-jtb.jp/yusho-fukushima/>

【締め切り日：令和5年7月14日(金)】

○QRコード



福島県医師会総務課 ^{たらさわ} 桜澤、阿部(徹)

TEL:024-522-5191 / FAX:024-521-3156

E-mail fma@fukushima.med.or.jp

(株)JTB福島支店【申し込み関連】

TEL:024-523-3314 FAX:024-522-2980

対面式開催**第36回全国有床診療所連絡協議会総会「福島大会」プログラム（案）**

（令和5年6月15日現在）

メインテーマ：「将来を見据えた有床診療所のありかた ～認知度の向上と地域医療への貢献～」

開催日：令和5年9月2日（土）・3日（日）

開催場所：奥飯坂穴原温泉 吉川屋

福島市 Tel：024-542-2226

【第1日目 令和5年9月2日（土）】（受付開始 11：30～）

常任理事会・役員会（吉川屋）

12:00~12:50	全国有床診療所連絡協議会 常任理事会
12:50~13:50	全国有床診療所連絡協議会 役員会

総会・特別講演・講演会（場所：吉川屋）

第1日目総司会 福島県有床診療所協議会役員

14:00~14:50	《総会》 1. 開会の辞 福島県有床診療所協議会副会長 2. 挨拶 (1)第36回全国有床診療所連絡協議会総会大会長 (2)全国有床診療所連絡協議会会長 3. 祝辞 日本医師会会長 4. 議事 5. 次期開催県会長挨拶 栃木県医師会会長 6. 閉会の辞 福島県有床診療所協議会役員	清原 尚 佐藤 武寿 齋藤 義郎 松本 吉郎様
15:00~16:00	《講演会》 特別講演Ⅰ（60分） 「 最近の医療情勢とその課題（仮） 」 講師：日本医師会会長 座長：福島県医師会会長	松本 吉郎様 佐藤 武寿
16:00~16:10 16:10~17:10	休憩（10分） 特別講演Ⅱ（60分） 「 調整中 」 講師：厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室室長補佐 座長：参議院議員・福島県医師会前副会長	
17:10~17:40	講演Ⅰ（30分） 「 調整中 」 講師：産婦人科医・性科学者 座長：福島県医師会副会長	藤川 葵様 星 北斗様 宋 美玄様

懇親会総合司会 福島県有床診療所協議会役員

18:00～	別会場にて 懇親会	
18:00～20:10	1.開会の辞 福島県医師会副会長 2.挨拶 第36回全国有床診療所連絡協議会総会大会長 3.祝辞 (1) 福島県知事 (2) 参議院議員 (3) 参議院議員 4.乾杯(次回開催県) 栃木県医師会会長 5.余興 6.閉会の辞 福島県医師会副会長 7.二次会 二次会乾杯 福島県有床診療所協議会会長	佐藤武寿 内堀雅雄様
20:20～		

対面式開催

【第2日目 令和5年9月3日(日)】(受付開始8:00～)

講演会・シンポジウム・総括(吉川屋)

第2日目総合司会 福島県有床診療所協議会役員

8:50～9:35	≪講演Ⅱ≫(45分) 「調整中」 講師：日本医師会総合政策研究機構 主席研究員 座長：福島県医師会 副会長 休憩5分	江口 成美
9:40～11:10	≪シンポジウム≫(90分) テーマ「医師の働き方改革最終章 ～すべての有床診療所が宿日直許可を取るためには～」 座長：日本産婦人科医会副会長 福島県有床診療所協議会会長 シンポジスト：(各10分) ①産婦人科等「(演題)」 ②福島県労働局「(演題)」 ③社会保険労務士「(演題)」 特別発言「大学医学部の立場から」(10分) 福島県立医科大学医学部長 ディスカッション(50分)	前田津紀夫 新妻 和雄 藤森 敬也様
11:10 ～ 11:30	≪総括≫ 全国有床診療所連絡協議会会長	齋藤 義郎
11:30	≪閉会の辞≫ 福島県有床診療所協議会会長	新妻 和雄

第36回 全国有床診療所連絡協議会総会「福島大会」

【総会参加申込・懇談会・宿泊のご案内】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、「第36回全国有床診療所連絡協議会総会」が福島県福島市で開催されることを心より歓迎申し上げます。総会の開催にあたり、全国からご参加されます皆様方のご便宜を図るため、総会参加申込、懇親会、宿泊の受付を、株式会社JTB福島支店にて担当させていただくことになりました。

つきましては、下記の要綱にてお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

総会のご成功を心よりお祈りいたしますとともに、皆様方の福島県へのご来県とご利用をお待ち申し上げます。

株式会社JTB福島支店

支店長 須藤 直

1. 総会と懇親会について（福島県有床診療所協議会様からの当社代行受付・集金となります。）

① 総会について

- (1) 総会開催日：2023年9月2日（土）・3日（日）
- (2) 総会会場：9月2日（土）・3日（日）の両日共『奥飯坂穴原温泉 匠のこころ吉川屋』
- (3) 総会参加費：6,000円

② 懇親会について

- (1) 懇親会開催日：2023年9月2日（土）
- (2) 懇親会会場：『奥飯坂穴原温泉 匠のこころ吉川屋』
- (3) 懇親会参加費：15,000円（同伴者は、10,000円）

※2日間のうち1日のみの参加の場合でも参加費は、6,000円となります。

※総会・懇親会について、受付後のキャンセルに伴うご返金はございません。

2. お申込・お支払方法

① お申込方法

（オンライン申込 URL）

<https://amarys-jtb.jp/yusho-fukushima/>



お申し込み・お問い合わせ先：株式会社JTB ビジネストラנסフォーム

『第36回 全国有床診療所連絡協議会総会 福島大会』受付係

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 6階

TEL：0120-989-960 FAX：0120-937-224 メール：tohoku-ec@jbn.jtb.jp

営業時間／平日 9:30～17:00（土日・祝日および12/29～1/3は休業）

東京都知事登録旅行業 3-7539号 旅行業務取扱管理者：勝見 優一

◎電話による申し込みは誤手配等のトラブルの原因になりますので、ご遠慮下さい。

◎変更および取消・追加についてもお手数ですが、登録マイページ内でのご対応もしくはFAXまたはメールで御願い致します。

申込締切日：2023年7月14日（金）

②お支払いについて

申込みページにて案内します。案内にしたがいご入力ください。

◆参加費お支払い方法

オンラインクレジットカード決済（できましたら、VISA・MASTER のご利用をお願いします。）

コンビニ払い

◆お支払期限 参加申込後 14 日以内にお支払ください。

◆領収書 6月30日（金）以降参加登録マイページよりダウンロード頂けます。

※ご入金後、確認まで多少時間がかかる可能性があることをご承知おきください。

3. ご宿泊のご案内（当社との募集型企画旅行契約となります。旅行条件書（要約）もご参照下さい。）

◆宿泊設定期間：2023年9月2日（土）

◆宿 泊 条 件：1泊朝食付（消費税・入湯税・サービス料込み）のお一人様あたりの料金

◆添乗員：同行いたしません

◆最少催行人員：1名

◆ 目 程 表

日	日 程	食 事
1 日目	ご自宅又は前泊地又は各地・・・(各自移動、お客様負担)・・・各宿泊施設(泊)	朝×昼×夕×
2 日目	各宿泊施設・・・(各自移動、お客様負担)・・・ご自宅又は次泊地又は各地	朝○昼×夕×

ホテル
マップ°



【ホテルのご案内】

★1. 奥飯坂穴原温泉 匠のこころ吉川屋
(総会・懇親会会場)

2. 山房 月之瀨

3. 溪苑 花の瀬

4. 飯坂ホテルジュラク

◆宿 泊 施 設 下記ホテルのいずれかの利用になります。

NO	ホテル名	住所	交通案内
1	匠のこころ吉川屋	福島県福島市飯坂町湯野字新湯 6	J R 東北新幹線福島駅東口→私鉄飯坂線 飯坂温泉駅下車→タクシー約 7 分
2	山房 月之瀬	福島県福島市飯坂町北原 7-7	J R 東北新幹線福島駅東口→私鉄飯坂線 飯坂温泉駅下車→タクシー約 5 分
3	溪苑 花の瀬	福島県福島市穴原温泉新湯 7	J R 東北新幹線福島駅東口→私鉄飯坂線 飯坂温泉駅下車→タクシー約 5 分
4	飯坂ホテルジュラク	福島県福島市飯坂町西滝ノ町 2 7	J R 東北新幹線福島駅東口→私鉄飯坂線 飯坂温泉駅下車→徒歩約 7 分 またはタクシー約 3 分

◇旅行代金 ※いずれの施設も同料金となります。

(おひとり様あたり、1 泊朝食付、サービス料・諸税込)

1 名 1 室利用	2 4 , 3 5 0 円	和室又は和洋室又は洋室
2 名 1 室利用	1 6 , 6 5 0 円	和室又は和洋室又は洋室

- (1) お申込みにつきましては、オンラインのみとさせていただきます。『2. お申込方法』をご参照下さい。
- (2) ご利用ホテルいただくホテルにつきましては弊社と事務局様との協議の上 7 月末頃決定させていただきます。
- (3) ホテルでの朝食が不要の場合でも旅行代金の払い戻しはいたしません。
- (4) 上記以外の宿泊日、又はご不明な点はお問い合わせ下さい。

4. エクスカーションのご案内 (当社との募集型企画旅行契約となります。旅行条件書 (要約) もご参照下さい。)

◆エクスカーションのご案内

気軽に福島をご覧いただける観光コースを設定いたしました。

【古閑裕而のふるさとふくしまめぐり】

日	行程	食事
9/3 (日)	11:45 12:00 12:30 12:45 13:30 ホテル———○道の駅ふくしま———岩城屋敷大王——— (昼食：薬師そば) 14:30 14:40 14:50 15:10 ——— (磐梯吾妻スカイライン) ———○つばくろ谷———○浄土平——— 16:10 17:00 17:15 ———◎古閑裕而記念館———福島駅	朝：— 昼：○ 夕：—

記号：◎入場観光、○下車観光、——バス

- ◆旅 行 代 金：11,000 円 (おひとり様あたり)
- ◆最少催行人員：20 名 (募集人員：30 名)
- ◆添 乗 員：同行しません (バスガイドがご案内します)
- ◆食 事 条 件：昼食 1 回付

- ・旅行代金に含まれるもの
貸切バス代金、入場料、昼食代、有料道路代
- ・旅行代金に含まれないもの
個人的飲みものの代
- ・利用バス会社 福島交通

5. 取消料について（ご予約お取消の場合、下記取消料を頂きます。）

- （１）変更・取消は発生次第、お早めにメール・FAXにてご連絡下さい。
手配相違防止の為、お電話による変更・取消は受付できかねますので、予めご了承下さい。
- （２）お客様の都合で予約を取消される場合は、下記の取消料を申し受けます。
取消料は弊社が営業日・営業時間内に頂いた着信日時を基準に発生しますのでご注意下さい。
- （３）取消後の返金は総会終了後に、次の取消料を差し引いてご返金致します。
- （４）上記以外の事項については、弊社旅行業約款に準じます。

【宿泊・エキスカッション取消料】

取 消 料	8 日 前 までの解除	7 日 前 ～ 2 日 前 までの解除	旅行開始日 前日の解除	当日の解除 (チェックイン時刻まで)	旅行開始後、 無連絡（不泊）
宿泊・エキスカ ッション取消料	無 料	各代金の 20%	各代金の 40%	各代金の 50%	各代金の 100%

- ※ 上記の該当日数は、ご利用日の前日から起算した日数とさせていただきます。
- ※ お取消のご連絡は当社営業時間内にいただいた日を基準とさせていただきます。
- ※ また取消発生日が土・日・祝日に当たる場合は、その前日となります。

6. 総会会場について（匠のこころ 吉川屋）のご案内

【匠のこころ吉川屋】

匠のこころ 吉川屋は、天保 12 年創業のココロとカラダに優しい宿です。旬の食材を活かした料理をお楽しみいただけます。

【〒960-0282 福島県福島市飯坂町湯野字新湯 6 TEL：024-542-2226 FAX：024-542-3604】

7. 総会会場までの交通ご案内

＜JR＋私鉄で＞

JR 東北新幹線福島駅東出口→福島交通飯坂線（約 25 分）飯坂温泉駅下車→タクシー約 7 分

＜自動車で＞

東北自動車道福島飯坂 IC より国道 13 号線約 5 km（約 10 分）

8. 送迎バスのご案内

■ JR 福島駅（西口）より送迎バスを運行いたします。（各時：大型バス 1 台）

（9/2：往路）福島駅西口発： ①11:45 ②12:00 ③12:15 ④12:30

（9/3：復路）吉川屋発（他ホテルを経由します）①11:40 ②11:45 ③11:50 ④11:55

（※乗車希望アンケート集約予定）

9. 申込先・問い合わせ先

【お申し込み・お問い合わせ先】

株式会社 JTB ビジネストラנסフォーム

『第36回 全国有床診療所連絡協議会総会 福島大会』受付係

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-14 ダイハツ・ニッセイ池袋ビル 6 階

TEL: 0120-989-960 FAX: 0120-937-224 メール: tohoku-ec@jbn.jtb.jp

営業時間/平日 9:30~17:00 (土日・祝日および 12/29~1/3 は休業)

東京都知事登録旅行業 3-7539 号 旅行業務取扱管理者: 勝見 優一



【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 福島支店

〒963-8004 福島県郡山市中町 10-14 和久屋ビル 2 階

TEL: 024-933-6620 FAX: 024-933-6620

営業時間: 月~金曜日 09:30~17:30 (土・日・祝日は休業いたします。)

観光庁登録旅行業第 64 号 総合旅行業務取扱管理者: 鶴舎 亮

担当/川野

担当者連絡先 福島サテライト TEL: 024-523-3314 FAX: 024-522-2980

個人情報の取扱いについて



個人情報の取扱いにつきましては、全社的に個人情報取扱基準を設けており、弊社個人情報保護基本方針

(プライバシーポリシー) に従いまして厳重に管理させていただきます。

弊社は個人情報保護基本方針のもとに「個人情報取扱規定」「個人情報取扱規則・個人情報帳票類管理規則」、

「情報システム・セキュリティ規定」、「情報システム利用規則」、その他関係諸規定を設けて、

個人情報の保護体制を万全にするべく、事業所管理、教育、定期監査を実施しております。

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件書はエースJTB、JTBmYSTYLEなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

1. 本旅行条件書の趣意

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社(以下「当社」といいます。))が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行運賃(お申込みの時期、ご利用便の空席状況によって運賃が変動します) 概要の航空券を包含するコース(以下「航空運賃変動型コース」といいます。))を含みます。

①(株)JTB(東京都港区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号)

②(株)JTB ガイアレック(東京都品川区東品川2-3-11 観光庁長官登録旅行業第712号)

③(株)JTB 沖城(沖縄県那覇市旭町112-1 観光庁長官登録旅行業第1492号)

④(株)JTB ビジネストラベルソリューションズ(東京都中央区東豊洲5-6-52 観光庁長官登録旅行業第1571号)

⑤(株)JTB グローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川2-3-14 観光庁長官登録旅行業第1723号)

⑥(株)JTB ビジネスパートナーズ(東京都港区港南1-6-31 観光庁長官登録旅行業第1776号)

⑦(株)JTB コミュニケーション(東京都港区芝3-23-1 東京都知事登録旅行業第2棟7116号)

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。

(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行条件書約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3. 1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)当社又は「受託販売店」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。))にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面にて必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行代金は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)①当社は電話、郵便及びファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内にお申込みまたは旅行代金の支払いがされない場合、当社はなお申し込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が旅行予約サイトにて予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サイト・旅行予約センター、決済予約の方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件書(以下「通信契約」といいます。))が成立します。

(3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項②①に申し込み金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させると、第24項の定めにより契約が成立します。

④当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに所属しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

これは、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができ状態になった時点で旅行契約が成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。

(1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書に申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2)当社らは、前①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当社らが前②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。

(4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5)当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

(1)18 才未満の方は親権者の同意書が必要で、15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)に参加にあたって特約の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が当社に対して暴力又は不当な要求行為等引に関し脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込の際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状況になった場合も直ちに申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

(7)前号にお申し出いただいた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせ、又は書面ですれらをお申し出いただくことがあります。

(8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために

請じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(9)当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②⑥はお申し込みの日(日)から、⑦⑧は出発の日(日)から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

⑩お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断及び治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。お客様に一切の費用はお客様の負担となります。

⑪お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別添条件で受けずる場合があります。

⑫お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑬その他旅行の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2)本項①の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、契約時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算して2か日の前日以前の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。なお郵送、電子メール等でお渡しの場合、インターネットを利用したJTBグループ等のご案内があります。

6. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名なくして旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものを含みます。や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

(2)本項①の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時に旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、郵送便契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内に申し込まなければなりません。

7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数で確認ください。

(3)旅行代金は、第3-1項の「申込金」、第14項①の「取消料」、第14項③の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金の計算は」、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額」(割引代金)として表示した金額となります。

8. 旅行代金に含まれないもの

(1)旅行日程・時刻等及び運送機関の運賃、料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食費、入場料、拝観料等及び消費税等

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要なもの

(3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に列示いたします。

(1)超過予約料(金)(特定の重量・容量・個数を超過する分について)。

(2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した性質を除きます。)

(3)クロアチア、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の消費用及びそれに伴う税・サービス料

(4)希望者のみが参加するオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

(7)特別な配慮・処置に要した費用

(8)インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示したものを除きます。)

①ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

②「食事などプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

③ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

④その他ホームページ・パンフレット等で「××××××××××追加代金」「××××××××追加代金」と称するもの(航空運賃のクラス変更に関する差額、ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

①ホームページ、パンフレット等で当社が「早割」「早期〇〇日前割引」と称するもの。

②その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスへの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためしむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後に、次の費用を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が等しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当社は本項①の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対し取消料・違約料その他の費用)は、又はこれらに代わらずに、又はこれらに代わらずに「増加した」として、サービスへの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になった

ときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途商売に関わり手数料を要する場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を受け継ぐ方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。)

14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等経路中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便の変更および座席クラスの変更を含みます。)については、旅行代金および取消料、所定の取消料を収めます。

15. 旅行開始前の契約解除

(1)お客様の解除は

①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし旅行解除のお申し出は、お申込日の営業時間内にお受けします。

②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが生じたとき。

d. 当社がお客様に対して、第5項②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡したことがないとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2)当社は本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項①の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の契約解除

(1)お客様の解除

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項①の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないとき。

b. お客様が第4項③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。

③お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e. お客様が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

g. スピーチを目的とする旅行における降参量の不足のようにより、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が満たされないとき、あるいはそのおそれが生じたとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが生じたとき。

(2)当社は本項②の④により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の⑤により旅行契約が解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻し

16. 旅行開始後の契約解除

(1)お客様の解除

①お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る費用を旅行会社に請求することができます。

③本項①の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除

①当社は上記に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b. お客様が第4項③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための乗客員等その他の者により団体旅行の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれが生じたとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき

②本項②の④に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目にて支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が既にその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

③本項②の⑤の a. d. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に帰るための必要な手配をいたします。

④当社が本項②の⑤の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTB、JTBMySTYLEなど本文第2項に掲げる各社の国内募集型企画旅行に適用させていただきます

は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、「第12項の②(3)」の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内(旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては旅行開始の日)に、パンフレット等に記載した旅行終了の日から起算して30日以内(お客様が、当該金額を支払ったことにより、お客様又は当社が旅行契約を解除する事由を妨げるものではありません。)
- (2)本項(1)の規定は、「第19項(当社の責任)」および「第21項(お客様の責任)」で規定することにより、お客様又は当社が旅行契約を解除する事由を妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡しの払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員・旅程管理等

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中では日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させていたします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員の表示コースには、添乗員は同行いたしません。が、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)個人型プランは、添乗員等は同行いたしません。
- (5)個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身の旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で旅行開始前に急遽ご予約を取り止める場合、取扱販売店にご連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除とての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行において、当社が責任が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止②前述の宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③前述の宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不運、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の高額にかかわらず当社が支払う賠償額が1人あたり最高15万円まで(当社又は貴客は重大な過失を認めない限り)とさせていただきます。
- (4)手配代行客とは、お客様に提供する運送、宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に任じて手配する客をいいます。なお、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び入院見舞金(1万円~5万円)を支え、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1.1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とし)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社により当社が支払うべき当該損害補償金を減額することがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当該損害補償金に含められる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽動力機(モーター・エンジン、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるものの、コンタクトレンズを含む当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重なる負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその全額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお損害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければならないとします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において遅延によりその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプションアルツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別添の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションアルツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションアルツアーは、ホームページ・パンフレット等で企画書:当社と明示します。

- (2)オプションアルツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットに明示した場合に、当社は、当該オプションアルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションアルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションアルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- (3)当社は、ホームページ・パンフレット等に「可能な情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合に、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションアルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の締結設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が生じたことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ②旅行日程に支障をもたらす事故・遅延、移動工、騒動工、乗客の生命・健康上の安全の確保のための必要措置
- ③第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおりより様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)、その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本旅行の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本旅行内と本旅行外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合は除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は装飾その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：⑥に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用する。⑦の料率を適用します。
- 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合、1該当事項毎に1件とします。
- 注4：⑦の⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：⑧の⑥に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注6：⑦の⑥に掲げる運送機関が宿泊設備のみの場合、1泊につき1件として取り扱います。また、運送・宿泊機関の両方の変更に伴うものをいいます。
- 注7：⑦の⑥に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注8：⑦の⑥に掲げる運送機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページに掲載しているリストとします。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行のお申込みを受け付ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット」等に記載する金額の旅行代金又は「第14項」に定める取消料)の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいたします。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものとされない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。
- 取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号より取得した個人情報及び搭乗された航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らはお客様及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、お客様参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのご依頼、⑤特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (3)当社らは、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をあおしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。このことにより、なお、お客様の個人データの開示、訂正、削除のお申し出、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名義及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTB ホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)」をご参照ください。
- (6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消滅、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用を支払ったときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をきたるため土産品店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に搭乗し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は貴客としますので、ご了承ください。
- (4)当社にはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せや登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

「旅館・ホテル等」において、お客様が「酒類・料理」その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられるのでご了承ください。

・受託販売契約責任者箇所